

11月11日～17日までは

税を考える週間です

税務課市民税係
☎0824・73・1146

税を考える週間

テーマ「暮らしを支える税」

国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくために、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、ホームページなどでさまざまな情報を提供しています。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁

で

検索



「税を考える週間」のイベントの開催について

期間中には、ジョイフル2階で「中学生の税のポスター」、「中学生の税の作文・習字」、「小学生の税に関する絵はがきコンクール」および「小・中学生の税の標語」の作品展示を行いますので、ぜひご来場ください。

税務署からのお知らせ

来署による相談の事前予約について

税務署への来署による相談は、十分な相談時間をもって対応するため、事前に電話予約をお願いします。

☎0824-72-1001 (音声ガイダンスに従い、「2」を選択してください。)

利用者識別番号の事前発行

平成30年2月、3月に市役所で確定申告をする方は、自宅からインターネットを通じて申告する方と同様に「利用者識別番号」が必要になります。

この番号はインターネットを利用して自宅で取得することができませんが、自宅での取得が難しい方のために、市役所の税務担当窓口で発行手続きを行っています。

申告当日の発行は混雑が予想されるため、事前の取得をお願いします。受付時間は平日の9時から16時までです。印鑑を持参して手続きをお願いします。

農業収支計算の準備はお早めに

農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」が原則です。「収支計算」をするためには、収入金額の分かる書類と、経費が分かる書類が必要です。また、領収書を残していない経費は認められないことがありますので、

税のポスターについて

庄原中学校1年4組

横山 葵咲 さん

納められた税金が、学校や公園、病院など、私たちのまちの暮らしを豊かにするために使われていることを伝えたいと思いました。みんなが明るくなればいいなと思いました。



農業に関係するこれらの書類をなくさないように整理保存しておきましょう。(月別集計表などの用紙は市役所にあります。)

手続き・問い合わせ
税務課市民税係

☎0824・73・1146

または各支所地域振興室・市民生活室